第5回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
〇応招·不応招議員 ····································	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第48号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第49号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第50号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第51号~報告第52号上程、説明、質疑、採決	6
○報告第52号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第53号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第54号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第55号~報告第56号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第56号の上程、説明、質疑、採決	6
○議案第192号~議案193号上程、説明、質疑、討論、採決	7
○閉議の宣告	18
○町長あいさつ	18
○閉会の宣告	19
○署名議員	20

第4回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成18年5月15日

鏡石町長 木 賊 政 雄

- 1. 期 日 平成17年11月25日(金)午後3時
- 2. 場 所 鏡石町役場議会議場
- 3. 付議事件
 - ①専決処分した事件の承認について (9件)
 - ②平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)
 - ③平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)

○応招·不応招議員

応招議員(14名)

1番 仲 沼 義春 君 2番 渡 辺 定 己 君 3番 今 駒 隆 幸 君 4番 根 本 重 郎 君 大河原 正雄 5番 君 6番 柳 沼 俊 行 君 7番 今 文 克 男 君 泉 君 8番 原 秀 木 地 栄 助 巳 君 9番 菊 君 10番 小 貫 良 島 一 郎 円 谷 11番 藤 君 12番 寛 君 13番 円 谷 寅三郎 君 14番 森 尾 吉 郎 君

不応招議員(なし)

第5回鏡石町議会臨時会会議録(第286号)

平成18年5月19日(金)午後1時開議

1. 出席議員(14名)

1番 仲 沼 義 春 君 2番 渡 辺 定 己 君 3番 君 君 今 駒 隆 幸 4番 根 本 重 郎 5番 大河原 正 雄 君 6番 柳 沼 俊 行 君 君 7番 今 泉 文 克 君 8番 木 原 秀 男 10番 9番 菊 地 栄 助 君 小 貫 良 E 君 1 1 番 藤 島 郎 君 12番 円 谷 寛 君 13番 円 君 谷 寅三郎 君 1 4 番 森 尾 吉 郎

- 2. 欠席議員(なし)
- 3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 木 賊 政 雄 君 助 役 正 木 正 秋 君 総務課 収入役 大河原 直 博 君 参事兼 円 谷 光 行 君 課 長 税務町民 君 健康福祉 作 君 角 田 勝 遠 藤 栄 課 長 課 長 産業課長 都市建設 君 小 林 政 次 君 椎 野 優 偉 課 長 男 上下水道 黒 津 政 美 君 教育長 君 斎 田 課 長 教育課長 今 泉 保 行 君 出納室長 八 巻 君 司

4. 事務局職員出席者

議会事務 面 川 武局 局 長

主任主查 大河原久美子

5. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第 41号 専決処分した事件の承認について

日程第4 報告第 48号 専決処分した事件の承認について

日程第5 報告第 49号 専決処分した事件の承認について

日程第6 報告第 50号 専決処分した事件の承認について

日程第7 報告第 51号 専決処分した事件の承認について

日程第8 報告第 52号 専決処分した事件の承認について

日程第9 報告第 53号 専決処分した事件の承認について

日程第10 報告第 53号 専決処分した事件の承認について

日程第11 報告第 53号 専決処分した事件の承認について

日程第12 議案第192号 平成18年度鏡石町一般会計補正予算(第1 号)

日程第13 議案第193号 平成18年度鏡石町工業団地事業特別会計補 正予算(第1号)

6. 本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じである。

開議 午後 3時01分

◎開会の宣告

○議長(菊地栄助君) こんにちは。

ただいまから、第4回鏡石町議会臨時会を開会いたします。 直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は、皆無であります。

◎招集者あいさつ

○議長(菊地栄助君) 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長(木賊政雄君) 皆さんこんにちは。

寒気が日増しに加わり初冬を肌で感じる本日、第4回鏡石町議会臨時会を開催いたしましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

今、臨時会にご提案申し上げますのは、大信村と白河市の合併による国営造成施設管理体制整備事業の事務委託に係る専決処分の承認1件と、今年度の国の人事院勧告に基づく、職員給与等及び町長等給与の支給の改正議案4件であります。

ご審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

◎開議の宣告

○議長(菊地栄助君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしくお願いを申し上げます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地栄助君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、1番、仲沼義春君、2番、渡辺定己君、3番、今駒隆幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(菊地栄助君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

- ◎報告第41号 上程、説明、質疑、採決
- ○議長(菊地栄助君) 日程第3、報告第41号 専決処分した事件の承認について の件を議題といたします。
- ○議長(菊地栄助君) 局長に議案を朗読いたさせます。
- ○議会事務局局長(面川武君)

〔報告第41号を朗読〕

○議長(菊地栄助君) 提出者から提案理由の説明を求めます。 産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

○産業課長(小林政次君) ただいま上程されました、報告第41号 専決処分した 事件の承認についての提案理由をご説明申し上げます。

本件は地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分したものでございます。

2頁の専決第39号国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託に関する規約の一部改正についてご説明申し上げます。

本件につきまして、去る11月7日に大信村、表郷村、東村、白河市が、対等合併しましたので今回規約の一部改正をするものでございます。

詳細につきましては、3頁よりご説明いたします。

初めに、題名中「大信村」を「白河市」に改めるものでございます。

次に、第1条中及び第2条中「大信村」を「白河市」に改めるものであります。

附則では、施行月日を平成17年11月7日と定めるものでございます。

以上ご説明を申し上げました。

ご審議をいただきご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(菊地栄助君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

報告第41号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

よって、報告第41号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

◎議案第147号、148号、149号、150号

上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(菊地栄助君) 日程第4、議案第147号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第150号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一括議題といたします。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第147号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第7、議案第150 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの4件を一 括議題とすることに決しました。

- ○議長(菊地栄助君) 局長に議案を朗読いたさせます。
- ○議会事務局局長(面川武君)

〔議案第147号~150号を朗読〕

○議長(菊地栄助君) 提出者から提案理由の説明を求めます。 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) ただいま一括上程いたしました議案第147号 から議案第150号までの4議案について提案理由を説明いたします。

国の人事院は、今年8月15日に国及び内閣に対し、今年の国家公務員の給与に対し、報告が行われました。これをうけて、福島県人事委員会は10月6日県に対し、報告勧告がなされました。

町は従来どおり県に準拠し、公民格差の調整に基づく職員給与の減額改定を行う とともに、共通事項として期末手当、勤勉手当の引き上げを行うものであります。

なお、町長を含めた4役の給与月額を財政厳しい状況をかんがみ、減額を行うものであります。

それでは、議案第147号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

5頁の第5条第2項中は期末手当支給率です。「100分の170」を「100分の175」に改めるものであります。この引き上げは公民格差で一時金ボーナス等が高くなったための調整でございます。0.05%の引き上げとなります。

附則、施行期日等、この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。 この年月日の規定は平成17年12月1日からであります。

次頁をお願いします。

議案第148号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制 定について説明を申し上げます。

第1条の一部改正の内容でございます。

第3条第2項中期末手当支給率でありますが、「100分の170」を「100分の175」前条と同じ内容でございます。

第2条町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。 附則第6項の次に次の1項を加える。

6項につきましては、町長、助役、収入役等の給与月額であります。

冒頭に説明いたしました財政厳しい状況をかんがみ行うものであります。

別表中町長の給料月額「821,000円」とあるものを「697,800円」に、助役の給料月額「657,000円」とあるものを「558,400円」に、収入役の給料月額「616,000円」とあるものを「535,900円」に読み替え改正するものであります。平成18年1月1日から平成18年12月31日までの間、これを適用する。

附則、施行期日等でございます。

この条例は、公布の日に属する月の翌月の初日、第1条関係で17年12月1日からで第2条は、平成18年1月1日から施行するものでございます。

次頁をお願いします。

議案第149号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例の制定について説明を申し上げます。

第1条の一部改正につきましては、第2条第2項中期末手当の支給です。

これは前条と同じ内容でございます。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第6項教育長の月額給料、理由につきましては、先ほどの説明内容と同じです。

第2条第1項中月額「616,000円」とあるものを「535,900円」に 読み替え改正するもので、平成18年1月1日から平成18年12月31日までの 間、これを適用する。

なお、改定率につきましては、月額に対して、町長、助役につきましては15%、 収入役、教育長については、13%となっております。

なお、4役併せて年間合計が6,055,000円の減額となります。

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日、これは同じでございます。

第2条関係も同じでございます。

以上であります。

次、議案第150号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、職員の給与に関する条例の一部を次のように改正するものです。

第1条の改正内容でございますが、9条の第3項中は扶養手当です。

「13,500円」を「13,000円」に500円を減額するものであります。

第9条第2項第1号中は勤勉手当でございます。「100分の70」を「100分の75」とするものと改めるものであります。

同項第2号中再任用職員の勤勉手当の内容でございます。

これを「、6月に支給する場合においては」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」にすると、「100分の5」が増になります。

別表第1を別紙のように改める。

これは公民格差を調整するため、行政職員給料 表の 0.3%の改正の内容であります。

13頁は後でご覧になっていただきます。

次に、第2条職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条期末手当であります。

第2項第1号中「100分の75」を「100分の 72.5」に改める。

この改正は平成18年の6月期、12月期に支給する勤勉手当の支給率であり、 よって、6月、12月を同じ割合にするものであります。

なお、この適用年月日は、平成18年4月1日からなります。

附則、施行期日等の1でございますが、公布の日の属する月の翌月の初日平成17年12月1日。

ただし第2項の2条の規定は平成18年4月1日から施行するという内容です。

2の最高号級等への切換につきまして、別表の行政職給料表にない号級表を規則で定める規定であります。

3につきましては、施行期日前の異動者等の号級等の調整、平成17年12月1日以前に職員に移動があった場合においては、町長が定めるところにより必要な調整を行うことができるとの規定でございます。

4の平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置、これにつきまして、公民格差の0.33%の改定率の調整で、今年12月に支給する期末手当において、調整を行う規定であります。

減額は4月1日から11月分までの分と6月の期末手当の分を差し引く規定でございます。

12頁をご覧なっていただきます。

今説明をした内容であります。

(2) については、これは再任用職員の規定であります。

5町長への委任、附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は町長が定めるということであります。

以上、議案第147号から150号までの4議案について一括上程をいたしました。

ご審議を頂き議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(菊地栄助君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

12番、円谷寛君

〔12番 円谷寛君 登壇〕

○12番(円谷寛君) 12番議員の円谷寛でございますが、いま、総務課長より説明がございました、給与関係の条例の改正でございますけれど、最初に質問だけをしておきたいと思いますが、議会議員だけが増えるわけでね、議員1人当たりにすると100分の170から100分の175になって、いくらぐらい増えるのか、具体的金額をお聞かせいただきたいということと、職員の場合条例でいきますと1ヶ月あたりの金額にするといくら減るのか、一般職員と管理職とでは異なるかと思

いますが、それぞれの額を教えていただきたいと思います。 以上です。

○議長(菊地栄助君) 執行の答弁を求めます。 総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) 12番議員の質問にお答えします。

まず、初めに議員の手当の月額でありますが、209, 000円が増になります。個人の合計の平均では14, 900円、職員につきましては、給料で平均4, 00

なお、期末手当等の調整で最終的には1, 400円の減となります。以上であります。

○議長(菊地栄助君) 他に質疑はありませんか。

13番 円谷寅三郎君。

〔13番 円谷寅三郎君 登壇〕

○13番(円谷寅三郎君) 一括提案されておりますので関連して質問いたします。 職員の給与に関しては、民間との公民格差を是正すると言う理由で、人事院の勧告制度の役割を放棄して公務員に対する攻撃が行われております。

国に従い、地方公務員に対する来年度以降も引き下げもされるという見通しであります。

いくつかの点についてお伺いいたします。

公務員賃金が下がると公務員だからという理由で、公務員が下がったからという理由で民間の賃上げが抑制される、という状況が今年の春闘以降広がっています。

実際に公務員賃金も民間労働者賃金も減ってきている状況が全国的に普及されています。

次に、公務員賃金の減少は、消費にまわらないということにならないのか、その ために地域経済の悪化につながる心配はないのかについてお伺いします。

次、労働者の職員のモラルハザートを引き起こし、全体の奉仕者としての職務が ゆがめられるような心配はないのか。

次に、町長等並びに教育長の引き下げについては、財政厳しき折ということでありますが、このことは他の市町村でも実施されているのか町独自の考えなのか、その4点についてどのような考えで行うのかをお尋ねをするものであります。

○議長(菊地栄助君) 質問に対する答弁を求めます。 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長(木賊政雄君) 13番議員の質問にお答えいたします。

4役給与の報酬の減額につきましては、従来5%ということでやっておりましたが、県内、或いは全国的な総合的、客観的な状況を勘案しまして、今回15%減額と教育長と収入役は13%減額ということでございますが、そういうことに踏み切ったわけであります。これが多いのか少ないかということは、また別な論議になるかと思いますが、私どもの意のあるところを酌んでいただければとこのように考えているところであります。

○議長(菊地栄助君)

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) 13番議員にお答え申し上げます。

最初に、公務員の賃金が下がると民間の賃金等の抑制があるのではないかという ことであります。

毎年この人事院及び県人事院会に準じてやっておりますが、民間格差の調整と捉えておりますので、それが民間に影響があるということではなく、調整ということでご理解をしていただきたい。

なお、公務員の給料等の月額の低下における地域経済に及ぼす影響は、悪くなるのではないかということでありますが、地域経済には影響は少なくはないと推察されます。

最後に、公務員の職員の方々のモラル等でありますが、これについては公務員の精神にのっとり地域の奉仕者として全霊をかたむけるという趣旨に基づき職に就くとなっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。

4番、根本重郎君。

〔4番 根本重郎君 登壇〕

- ○4番(根本重郎君) 4番の根本でありますけれど、特別職の給料の下げ方について15%、13%が妥当かどうかということは、今、町長の話しがありましたけれど、トップが給料を下げるということは、民間でもそうでありますけれど、非常に勇気がいるとも思っておりますし、また、それぞれいろんな方向に与える影響もプラス面ばかりではなく、マイナスというイメージもあるのではないかなというふうにも考えられますけれども、その点について町長はどういう考えをお持ちかお伺いいたします。
- ○議長(菊地栄助君) 質問に対する答弁を求めます。 町長。

「町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長(木賊政雄君) 4番議員の質問にお答えいたします。

プラスばかりではなくマイナス面もということですが、私は職員の組合との話し合い等を通しまして、ぎりぎりまで職員の給料については、独自の削減はとるべきではないというふうに、組合の皆さんには常々申しておりました。

その変わり、手当とか色々特殊勤務手当とかそう言う部分については、ご協力を いただきたいと今日までやってまいりました。

したがって、これも100%ということではないかもしれませんけれども、職員は生活給でありますから、人事院勧告で勧告されればやも得ないわけでありますけれど、独自の削減策はできるだけ避けるべきであろうと考えております。また、民間等に対するマイナス面と言うことで、厳しい社会経済情勢でございますから、この多いか少ないかはともかくとして、理解していただけるのではないかなと考えているところであります。

以上です。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。 8番、木原秀男君。

[8番 木原秀男君 登壇]

○8番(木原秀男君) 木原でございます。

議案第147号 議会議員の報酬の件ですけれども、ただいま町長、助役、収入役、教育長と軒並みダウンしているのにも関わらず、議会議員の期末の手当の件ですけれども、0.05%アップということは、例え人事院勧告、県の人事院勧告の指示にしてもはたして町民の感情は、許されるべきものかどうかということを非常に懸念しております。この辺のところを詳しく、単に、人事院勧告であるというふうな説明でございましたので自分の感情も入れて、また、一町民としての考えとしての考えでもかまいませんのでお答え願います。

[何か言う声あり]

○議長(菊地栄助君)

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) 8番議員にお答えいたします。

先ほども、この人事院勧告、県の人事院勧告に準拠して鏡石町職員等の給料改定 と併せながら議員、町長等の給料改正しました。これは今までどおりそれに準拠し て提案するものでありますので、内容についてはご審議をいただきそれで決めてい ただければけっこうです。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。

7番 今泉文克君。

〔7番 今泉文克君 登壇〕

○7番(今泉文克君) ただいま議案第147号から150号まで説明をいただきました。

その中で、今回非常に今までの質問にもありましたように、一部は減額ある部分では増額という、ちょっと理解するにも間があるのかなと感じの提案でございます。 その内容は、公民格差の是正といいますか甲斐性ということで説明されております。

しかし、この人事院勧告につきまして今、人事院勧告の見直しが進んでいるといるということは皆さんご存じのことと思います。

2001年に閣議決定して、権限の人事院の権限の縮小やら或いは人事院の給与改定の勧告している現行制度、これらについても見直し等が今、中央でもいわれております。

その中で今回町長が、4役の給与の引き下げを上程しているところでございますが、我々議員の場合には、わずかな増額ではあるかも知れませんが、増額という数字が出てきております。

このようなことになりますと町民の方々にご理解をいただくのは、非常に難しいのが私はあるだろうと感じております。

この公民格差の甲斐性ということでございますが、公民の民の給与基準ここで比較しております、民の基準は何をもとにしてこの数字を出しているのかお尋ねさせ

ていただきます。

○議長(菊地栄助君)

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) 7番議員に答弁を申し上げます。

県の人事院に準拠するということでありますのでその内容を申し上げます。

算定するにあたっては、企業規模100人以上でかつ事業所規模50人以上の県内627の民間事業所のうちから無作為抽出法によって、140事業所を抽出し、職種別民間給与を実態調査をした結果であります。

その結果、本年4月に職員給与と民間給与の格差を計算されたものであります。 その公民格差の最初の0.33%については、減額1,313円と県は算出して おります。

そのような根拠の中で準拠しているのが県の人事院委員会に準拠する内容でございます。

以上です。

- ○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。
 - 14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

○7番(森尾吉郎君) それでは、今回の補正予算についてお伺いをしておきたいと 思います。

今回、国の方もどういう景気を配慮したかわかりませんけれども、今までにない人事院勧告の通達があったわけであります。そういう関係から、今回議会議員をはじめ、町長と教育長まで、職員に対するところのその期末手当についての条例が、今、各地方ごとにそれなりに、県をはじめ、各市町村も12月に給与体制を決めなければならない関係から臨時議会を招集されて審議をしているものであります。

そういうことからお尋ねしますけれども、今回、議会議員の期末手当支給等、町長及び教育長の給与に関する条例、12月に支給する期末手当の支給額、月額0.05%引き上げ175とするものであります。

そういう関係から、今回、町長と教育長までの21日の全員協議会には、別表中というものを説明なされないで、一気に今回、別表中の中から町長、助役が15%、収入役、教育長が13%と打ち出したわけでありますけれど、これが本町だけのものであるように聞きます。

こういう関係から、町長が財政を考えてこのように打ち出したものかどうかどうか、この1年間だけでありますけれど、町長、助役が15%、収入役、教育長が13%と1年間の総額の減額はいくらに想定されるものかどうか。

その点をお伺いしておきたいと思います。

それから、職員の給与の一部を改正する条例については給料表の改定ですね、給料表の改定として平均 0. 3 3 % 引き下げるほか、配偶者の扶養手当を月額 5 0 0 円を下げます。勤勉手当の支給額を 0. 0 5 % 引き上げようとするわけであります。

さらに、12月に支給する期末手当の調整としまして、4月1日から皆さんもらっております。条例の施行日、前日まで受けとった給料ですね、それと期末の勤勉

手当と諸手当に対して、民間との給与格差に相当する0.33%を乗じた額を12 月に支給しますけれど、期末手当から減額するとなります。

そうしますと、職員においては、号級制がありますからそれぞれ金額が違いますからいくらになるかわかりませんけれども、平均するとどういう減額状態になるかという点をお尋ねをしておきたいと思います。

○議長(菊地栄助君)

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) 14番議員にご答弁を申し上げます。

なお、本条例の提案中4役の総合計については、先ほど申し上げたのですが、再度申し上げますが、1月から12月までで6, 055, 000円と先ほども申し上げました。

さらに、職員の減額についての平均は1人当たり給与で言えば、4, 000円減、手当との調整では1, 400円、平均41. 1歳ということです。

以上で答弁といたします。

- ○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。
 - 14番、森尾吉郎君。

〔14番 森尾吉郎君 登壇〕

- ○7番(森尾吉郎君) 町長との給与関係、総務課長ね、町長、助役、収入役、教育 長の1年間に15%、13%4人で1年間の期間減額するわけですね、通ってしま えば総額いくら減額するかと聞いたんですけれどね。
- ○議長(菊地栄助君)

総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

○総務課参事兼課長(円谷光行君) 再々質問にお答えいたします。

もう1回ゆっくりお答え申し上げます。

1年間で4役についての総減額については6,055,000円です。 以上です。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

これをもって、質疑を終了いたします。

○議長(菊地栄助君) 休議いたします。

休議 午後 3時42分

開議 午後 3時42分

○議長(菊地栄助君) 開議いたします。

これより討論に入ります。

まず、議案第147号に対する反対討論を許します。

○議長(菊地栄助君) それでは、反対討論を認めます。

12番、円谷寛君。

〔12番 円谷寛君 登壇〕

○12番(円谷寛君) 12番議員円谷寛でございます。

只今上程されました、議案第147号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の意見を申し上げたいと 思います。

今、4つの条例が出ておりますけれど増えるのは議員だけなんですね。

これはやはりいかがなものか、町民感情から見ていかがなものかと思うんですね。 財政が厳しい。これはやはり執行にも責任がありますけれども、我々そういう予 算や決算を認めて議決をしてきた議会にも相当責任があるわけですね、ですから議 員はまったく無傷といいますか、そういうわけにはいかない。

やはり執行が減らすんであれば議員も当然給与も含めて減額をして、情勢の厳し さというものを一人ひとり自覚をして議論をしていかなければならないのではない か。

これで参考になりますのは、今月の22日に猪苗代町が臨時議会をやって、議員の期末手当の引き上げだけを否決をしているんですね、他は可決をしているんですね。

この中で反対した議員の一人がこう述べているんですね。地域経済の実態を考慮すればとても町議の期末手当を上げられる状況ではないとこういうことで話しをしていたと、賛成少数でこの議員の期末手当の引き上げを否決をしているということが、新聞で報道されております。

我々も議会の議員の良心というものを条例の中で、明確に示して今回はやはり本来であるならば、執行と一緒に我々も報酬を減額をすべきと思いますけれど、期末手当を上げるということは、0.05%であっても町民感情としては、いかがなものかと思って、この条例については反対の意見を申し上げたいと思います。

皆さんのご同意をお願いしたいと思います。

○議長(菊地栄助君) 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。。 賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

- ○議長(菊地栄助君) 議案第147号 議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。
 - 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- ○議長(菊地栄助君) 休議いたします。

休議 午後 3時46分

開議 午後 3時46分

○議長(菊地栄助君) 開議いたします。

挙手者ありません。

よって本案は否決されました。

次に、議案第148号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第149号 教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の 一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

○議長(菊地栄助君) 休議いたします。

休議 午後 3時47分

開議 午後 3時47分

○議長(菊地栄助君) 開議いたします。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第150号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第36号 上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(菊地栄助君) 日程第8 意見書案第36号 公立岩瀬病院の移転改築を求める意見書(案)についてを議題といたします。
- ○議長(菊地栄助君) 局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

7番 今泉文克君。

○7番(今泉文克君) それでは、意見書の説明を申し上げます。

なお、朗読をもって提案理由の説明に替えさせていただきます。

平成17年11月25日、鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、根本重郎。

公立岩瀬病院の移転改築を求める意見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第36号 公立岩瀬病院の移転改築を求める意見書(案)。

公立岩瀬病院は、須賀川・岩瀬地方の地域医療の中核病院として、今日まで地域住民の疾病の治療と健康増進に大きく貢献してきたところである。

しかし、現在の病院施設の大部分は昭和41年以前に建設されたものであり、老

朽化と狭隘化が著しく患者に対する医療環境の劣悪化、また、変化する医療環境に 対応することが困難な状況にある。

公立岩瀬病院組合議会では、本年の3月定例会において、「病院経営健全化調査特別委員会」を設立し、審議が進められ、本年の6月に中間報告がなされたところである。特に病院の改築は、喫緊の課題であり、多額の財源を必要とすることから、組合構成市町村間でのコンセンサスが何よりも必要であるとの提言があったところである。

よって、公立岩瀬病院の現状を再認識し、病院改築に係る以下の事項を早期に図り、その実現を求めるものである。

- 記、1. 病院の改築については、具体的な年次計画を検討しながら、現状の環境を再認識され、移転改築を検討すること。
- 2. 病院改築には、多額の建設費が必要となることから、病院経営の健全化を図るため、現段階から経営形態及び組織機構の改革を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年11月25日、鏡石町議会。

公立岩瀬病院組合、管理者、相楽新平様。

以上であります。よろしくお願いします。

○議長(菊地栄助君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長(菊地栄助君) 質疑なしと認めます。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(菊地栄助君) ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

意見書案第36号 公立岩瀬病院の移転改築を求める意見書(案)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第37号 上程、説明、質疑、討論、採決

- ○議長(菊地栄助君) 日程第9 意見書案第37号 道路特定財源の確保に関する 意見書(案)についてを議題といたします。
- ○議長(菊地栄助君) 局長の議案朗読を省略し、ただちに提出者から提案理由の説明を求めます。

5番 大河原正雄君。

○5番(大河原正雄君) 提案理由の説明をいたします。

平成17年11月25日。鏡石町議会議長、菊地栄助様。提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄、賛成者、鏡石町議会議員、今泉文克、賛成者、鏡石町議会議員、

根本重郎。

道路特定財源の確保に関する意見書(案)。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第37号 道路特定財源の確保に関する意見書(案)。

道路は、豊かな生活の実現と国土の均衡ある発展を図るための最も基本的な社会資本であり、その果たしている役割は極めて重要である。

よって、政府においては、道路整備の必要性を強く認識し、平成18年度予算に ついては、公共事業の全体を一律に削減することなく、また、道路特定財源の目的 に即し、一般財源化することなく、全額を道路整備に充てるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年11月25日、鏡石町議会。

内閣総理大臣、小泉純一郎様。総務大臣、竹中平蔵様。財務大臣、谷垣禎一様。 国土交通大臣、北側一雄様。経済財政政策担当大臣、与謝野馨様。

以上です。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- ○議長(菊地栄助君) これをもって提案の理由を説明を終わります。 これより質疑に入ります。
- ○議長(菊地栄助君) 質疑はありませんか。

14番 森尾吉郎君。

[14番 森尾吉郎君 登壇]

○14番(森尾吉郎君) 意見書案第37号ですね。県議長会から来たのかなと考えております。

今回の、この道路特定財源の確保でございますけれども、先ほど以来、国の方においては、参議院の片山参議院会長は総務担当になった方でもあります。その方は、色々なところに講演に行って、道路特定財源においては、一般化財源に半分、特定財源に半分というような講演をなさっていて、非常に反響を呼んでいるということから、県議長会において強く道路財源を一般化というものは、道路財源は道路財源のように全額遅れている地方等に充てるんだというように意見を強く、議長会として申し上げてもらいたいと要望いたします。

○議長(菊地栄助君) 他にありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(菊地栄助君) これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、ただちに採決を行うことにご異議ありませんか。

意見書案第37号 道路特定財源の確保に関する意見書(案)の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長(菊地栄助君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了 いたしました。 ◎町長あいさつ

○議長(菊地栄助君) ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。 町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長(木賊政雄君) 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 提出いたしました、議案につきまして、慎重な審議いただき、1議案を除き、議 決賜り誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。師走の季節が目の 前に迫り何かとご多忙のことと思いますが、何とぞご健勝でご活躍されますことを ご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(菊地栄助君) これにて、第4回鏡石町議会臨時会を閉会といたします。 ご苦労様でした。

閉会 午後 3時58分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成17年11月25日

鏡石町議会議長 菊 地 栄 助

署名議員1番 仲沼義春

署名議員2番渡辺定己

署名議員3番 今駒隆幸

鏡石町議会会議録

参考資料目次

議案等審査結果一覧表 町長提出議案

報告第 4	1号	専決処分した事件の承認について	2
議案第14	7号	議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正す	
		る条例の制定について	4
議案第14	8号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ	
		いて	5
議案第14	9号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正す	
		る条例の制定について	6
議案第15	0 무	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7

議案等審査結果一覧表

議案番号	件	名	議決月日	結	果
報告第41号	専決処分した事件の承認につい	17. 11. 25	承	認	
議案第 147号	議会議員の報酬、期末手当及で 例の一部を改正する条例の制定	17. 11. 25	可	決	
議案第 148号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正す る条例の制定について		17. 11. 25	可	決
議案第 149号	教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条 例の一部を改正する条例の制定について		17. 11. 25	可	決
議案第 150号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制 定について		17. 11. 25	可	決